

第23期第3回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年7月25日 14時

場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員指名

工藤 幸博、花田 英一、松崎 敏文、工藤 智司、田畑 明、加藤 元、辻
裕樹、石橋 満、田中 義人、成田 直彦、市山 浩

(欠席委員3名：久貴谷英二、岩藤 義光、厂原 勝彦)

3 事務局氏名

三上事務局長、駒形主事

4 議事事項

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

5 協議事項

(1) 令和7年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について

6 報告事項

(1) 檜山海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について

(2) 檜山海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

7 議事の顛末

三上局長： ただ今より、第23期第3回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶（略）

さて、本日の協議事項にも関係ありますが、本年の秋さけの来遊予測は大変厳しいものとなっています。

この予測の主な要因としては、主群となる4歳魚が、稚魚として放流した時の海洋環境が不適だったとのことであります。

見通しは厳しいですが、私としては、来遊の良かった令和4年の親魚から作った稚魚が、本年は3歳魚で戻ってくるので、そこにわずかな望みを期待したいところであります。

さて、本日の委員会は、議案1件、協議事項1件、報告事項2件を予定しておりますが、円滑な委員会運営にご協力頂きますようお願い申し上げます。

まして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

三上局長： この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。

会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数 14 名中 11 名の出席で規定数を満たしているので、委員会は成立いたします。

三上局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第 7 条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、工藤智司委員と田中委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。事務局から説明願います。

三上局長： 議案第 1 号について、ご説明します。

資料は右上に議案第 1 号資料と記載しているもので、1 ページとなります。

知事からの諮問文を添付しております。本議案は、漁業法の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間等について、当委員会の意見を求めるものです。

対象漁業は、すけとうだら固定式刺し網漁業の日本海海域です。

なお、檜山沖合については、従来はえなわ漁業が主で、固定式刺し網漁業についてはこれまで特別採捕許可による試験操業での取り扱いでしたが、条件が整い、今般の知事許可化にあたっての諮問であります。

おめくりいただきまして 2 ページ、折りたたんでいる横長の資料をご覧ください。

制限措置につきまして、左からですが（１）漁業種類は、すけとうだら固定式刺し網漁業でありまして、（２）操業区域は檜山海域で、詳細は記載のとおりであります。

（３）漁業時期は、毎年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであります。

（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、6 隻で、（５）船舶の総トン数は 20 トン未満、（６）漁業を営む者の資格は、檜山振興局管内に住所を有する者、許可又は起業の認可をすべき期間は、令和 7 年 8 月 27 日から同年 9 月 26 日までの 1 ヶ月間であります。資料の一番右側の備考

欄に記載されております許可の有効期間や許可の際の条件等ではありますが、
1の許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までとなっております。

許可の有効期間は通常3年以内とされておりますが、今回は2年となっておりますが、これは、すでに許可されている、すけとうだらはえ縄漁業の許可の有効期間と合わせるために、この期間となっているものでありまして、今後、許可の更新の際には、通常の3年となります。

4の許可に当たっての条件ですが、(1)から(9)までありまして、こちらは檜山海域を含む日本海の各海域を網羅する内容となっております。

なお、参考資料として、現在のすけとうだら固定式刺し網漁業又はすけとうだらはえ縄漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い（日本海海域）を配布しておりますので後ほどお目通し願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第1号の内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。
次に、協議事項(1)「令和7年度 秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について」事務局から説明願います。

三上局長： 協議事項(1)についてご説明します。

資料は右上に協議事項(1)資料と記載のもので、ページは17ページとなります。

「令和7年度 秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針」等について、令和7年6月23日に開催された第23期第1回北海道連合海区漁業調整委員会において決定された旨の通知文です。

次に、裏面の18ページをご覧ください。

この実施方針は、秋さけの安定的な資源造成と適正利用を図り、漁業経営の安定に資することを目的としており、「秋さけ親魚確保対策の推進」及び「密漁対策の推進」の2つを柱としております。

本日、ご協議頂く内容は、この実施方針の第1の2 親魚の確保の（2）に関してです。

この中で、「各海区漁業調整委員会は、振興局から地区連絡会議で決定した措置の円滑な実施のため、要請があった場合には、揚網等による自主規制などの必要な措置を講じるものとする。」と定められております。

親魚確保について振興局から要請があった場合、早期に海区委員会を開催して決定することが困難なことが想定されますことから、その場合の自主規制措置の決定を、例年同様、正副会長に一任願いたいというものです。

ご協議頂く前に、20ページの横長の資料となりますが、令和7年における全道の捕獲河川における秋さけの推定遡上数・捕獲計画数・計画に対する過不足数をご覧ください。

こちらは、連合海区委員会で配付されました資料に、下の方に日本海増協関係分を抜粋したものです。

ご覧頂ければお判りのように、日本海南部地区において、前期・中期とも捕獲計画を下回る遡上が見込まれており、前期に至っては、日本海中部地区と合算しましても、捕獲計画を達成しない見込みとなっており、合算の合計でも捕獲計画から3万7千2百匹の不足となる大変厳しい予測となっております。

この厳しい予測を受け、7月11日に開催されました日本海増協令和7年度第3回理事会において協議され、令和7年については、漁期の始めからの網入りを一定期間遅らせる自主規制措置などが決定されたところであります。

このため、本年につきましては、すでに自主規制措置が決定されているところではありますが、不測の事態が発生し、計画が達成できない見込みとなった場合は、別途種卵確保対策を検討する可能性がありますことから、例年同様、協議に至ったものでありますことを申し添えます。

以上で協議事項の説明を終わります。

工藤会長： 協議事項（1）について、事務局の説明が終わりました。振興局からの揚網等の自主規制の要請があった場合の対応について、正副会長に一任願うとのことではありますが、ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

補足しますと檜山の自主規制は5日間で9月8日から網入れとなります。

胴網は5日から入れて良く、手網設置は8日。

檜山は小型の網で1日で設置できるが、他地域は規模が大きく設置に日数を要するとのことでありまして、このような措置となりました。

9日が初水揚げとなり、これは石狩も後志も檜山も皆同じで一斉に始ま

ります。このような自主規制措置がようやく決定しました。

今回の協議事項は、漁が始まって川にまったくサケがあがらないとなった場合、道・増協・海区で検討協議会を立ち上げて検討する際に、あらためて海区を招集しないで正副にご一任願うというものであります。

漁期中のことですのでよろしくお願いします。

次に、報告事項（１）「檜山海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」並びに報告事項（２）「檜山海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」は関連いたしますので、一括して、事務局から説明願います。

三上局長： 報告事項（１）、（２）について、一括ご説明いたします。

資料はページ数でいいますと報告事項（１）が２１ページ、報告事項（２）が４８ページになります。

当委員会が定める関係規程につきましては、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっておりまして、今回は、北海道の個人情報保護事務取扱要綱並びに公文書開示事務取扱要綱が一部改正されたこと等から当連合海区の要綱を一部改正するものでありまして、資料に新旧対照表と改正案全文を添付してございますので、後ほど、お目通しいただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

工藤会長： ただいま報告事項の説明がありましたが、こちらはお持ち帰りになって、お目通し頂くということでしょうか。

委員一同： はい。

工藤会長： 本日の議題は、すべて終了しました。

続きまして、「その他」に入ります。本日ご出席の田畑委員から、発言の申し出を事前に頂いておりますので、田畑委員、発言をお願い致します。

田畑委員： 既に新聞で報道されましたが、今月末で江差町の副町長を退任するものですから、この委員会も同日付で退任の届けを提出する予定でございます。

長い間ありがとうございます。

副町長を１０年以上務めてきてやっと肩の荷が下りたなと思っています。

朝イカが食べられる状況に早くなれば良いなと思っています。

これからは定置網も始まりますが、何らかの魚種で明るい話題があれば良いなと願いつつ、本日が私にとっての最後の委員会出席となります。

本当にありがとうございました。

委員一同： （拍手）

工藤会長： ただいま、田畑委員からご挨拶がありました。

委員会としての辞任手続きは8月以降になると思いますが、海区委員会へのご出席は本日が最後とのことでございます。

田畑委員におかれましては、第21期から当委員会の委員として、約9年もの長きに渡り、皆様とともに、漁業権切り替えや知事許可、TACなど漁業調整に関係する様々な重要案件のご審議に関わられて参りました。

ご公務で大変ご多忙な中での当委員会への献身的なご貢献に対しまして、厚く御礼申し上げます。

また今月31日付けで、江差町の副町長からご退任されるとのことでございます。こちらも江差町及び檜山管内への多大な功績に対しまして、敬意を表しますとともに、今後につきましては、ぜひ健康にご留意いただいておりますご活躍されますことをご期待申し上げまして、私からの御礼と感謝の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

なお、海区委員の辞任は、ご本人から提出された辞任届について、当委員会において同意する手続きが必要でありまして、この度の田畑委員の辞任につきましては、今後数ヶ月間は他に審議する案件も無いことから、8月に委員会を书面開催することを私から提案したいのですが、よろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： ありがとうございます。それでは书面開催することについて決定致します。

その他で委員の皆様から他にご意見などがなければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会は、これをもちまして終了します。

お疲れ様でした。